

日本医療安全学会による学会認定の「高度医療安全推進者」資格制度について (Ver5)

本資格の名称が「高度医療安全管理者」から「高度医療安全推進者」へ変更となりました。

本資格は医療安全管理業務を含みます。

(概要) 下記の全科目を受講し、当該認定試験に合格した日本医療安全学会の会員へ認定証を交付する。

本制度は2015年4月より実施する。

(目的) 医療安全に特化した高度な資格制度によって高度医療安全推進者を育成し、医療安全文化をより高度にする。

(対象者) 臨床現場経験年数が10年以上有する全国の医師、歯科医師、看護師、薬剤師などの医療有資格者(事務職員は含まない)で、かつ日本医療安全学会の会員。

(受講科目) すべて必須科目。科目履修は医療安全基礎講座から始め、他の科目は順不同で構わない。

ただし、同一科目名では基礎編⇒実践編の順とする。

(科目名)	(授業形式)	(実施日数)	認定試験の有無	備考
医療安全基礎講座	講義	連続する3日間	無	
医療安全倫理・モラル研修会	講義	1日間	無	2016年からの必修科目
医療安全教育セミナー(実践編)	講義	連続する3日間	無	「夏季セミナー」や「上級編」という名称でも実施しました。
医療安全教育セミナー (事故原因分析編: ヒューマンファクターとリスクアセスメント)	講義/実習	連続する3日間	無	「冬期セミナー」という名称でも実施しました。
臨床安全コミュニケーション(基礎編)	講義/実習	連続する2日ないし3日間	有	2018年度からは2日間のみ開催
臨床安全コミュニケーション (クライシスコミュニケーション編)	講義/実習	連続する2日間	有	「上級編」という名称でも実施しました。
チーム医療安全研修会	講義/実習	連続する2日間	有	
医療事故調査セミナー	講義	連続する2日間	無	

・全科目を国際医療リスクマネジメント学会が主催し、日本医療安全学会は後援団体。

・「学会認定の高度医療安全推進者」資格を必要としない方は単一の科目を受講し、認定試験のある科目ではその受験ができる。

(「学会認定の高度医療安全推進者」資格の取得要件)

- ・臨床現場経験年数が10年以上有することを証明する書類(勤務先の発行)を提出すること。
- ・資格申請者は日本医療安全学会の会員であること。
- ・すべての科目でそれぞれの認定試験を受験し、合格していること。
- ・「学会認定の高度医療安全推進者」資格制度の全科目を3年以内に取得していること。
- ・「学会認定の高度医療安全推進者」資格を希望する者は、すべての認定合格証をそろえて日本医療安全学会へ申請する。
- ・認定試験を行わない科目では、その受講終了証を以て認定合格書証の代わりとする。
- ・本資格申請時に申請費(2万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

(「学会認定の高度医療安全推進者」資格の再認定の取得要件)

- ・資格認定の有効期間は資格取得後の3年間とする。
- ・再認定を希望する場合は、過去3年間にわたる日本医療安全学会学術総会参加証の写しを提出し、かつ医療安全活動歴の概要レポートを提出する。
- ・再認定には、過去3年間日本医療安全学会の会員である必要がある。
- ・再認定の際には新たな科目を追加する場合がある。
- ・再認定時には申請費(2万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

(「学会認定の高度医療安全推進者」資格の申請方法)

A) 申請に必要な資料書類(原本の場合はその写し)を用意する。

B) 申請費を下記口座へ振り込む。

銀行支店名: 三菱 UFJ 銀行本郷支店

 ジエーピーエスシーエス リジチョウ オオイソギイチロウ

口座名義: JPSCS 理事長 大磯義一郎

口座番号: 普通 0130476

C) A)の資料と B)の振込控えを以下へ郵送する。

〒431-3125 静岡県浜松市東区半田山 1 丁目 20-1

浜松医科大学 総合人間科学・基礎研究棟 306 号室内

一般社団法人 日本医療安全学会

以上